

## 「(仮称) 郡山市歴史情報・公文書館基本構想 (案)」にお寄せいただいた御意見等と郡山市の考え方

受付番号	御意見 (要約)	郡山市の考え方
1	<p><b>【施設計画の立地について】</b></p> <p>「麓山地区」に新施設計画約3,000㎡の建設する土地を有しているか、はなはだ疑問である。立地としては下記の5箇所が考えられるのではないかと。</p> <p>①豊田町の旧浄水場跡地</p> <p>敷地西側に設置すれば、郡山総合体育館や開成山公園等にも隣接し、総合的見地からも一層市民へのサービス施設の向上に結びつくはずである。又、敷地東側に駐車場を新たに整備することにより麓山地区の駐車場不足解消にもつながると考えられる。</p> <p>②旧市庁舎跡地 (現県郡山合同庁舎)</p> <p>旧市庁舎跡は歴史的価値が高く、改修・保存し、旧庁舎を核としてその周りに新たな歴史情報館や公文書館等を配置すれば、当市の歴史を総合的に研究、学び、そして見学することが可能となるのではないかと。</p> <p>但し、現県合同庁舎の移転計画の年度が確定しているのではないので、例えばそれ迄は中央公民館東側に3階程度のリース建物を建て、そこへ耐震性に問題を生じている現歴史資料館のみ移設することは考えられないだろうか。</p> <p>③現FCT本社敷地</p> <p>新社屋が現在地より移転するのであれば、会社の意向を確認した上で、そこへ今回の新施設を建設してもよいのではないだろうか。</p> <p>④中央公民館東側敷地</p> <p>麓山地区に計画をどうしても絞るのであれば、中央公民館東側の緑地並びに隣接駐車場の敷地に3階一部4階程度の施設を検討することも可能ではないかと。公会堂の景観も確保出来</p>	<p>施設の立地については、有識者の意見等を踏まえ「麓山地区」に設定いたしました。今後も、地域の状況や住民のニーズも踏まえつつ、総合的に検討して参ります。</p> <p>また、施設整備にあたっては、周辺の景観や道路等についても配慮して参ります。</p>

	<p>る。又、現歴史資料館跡地を駐車場として活用してもよいのではないか。</p> <p>⑤中央図書館西側駐車場敷地</p> <p>現駐車場敷地にも建設可能と思われるが、駐車場が無くなり、駐車台数確保の課題が残る。</p> <p><b>【周辺道路整備について】</b></p> <p>今回の基本構想（案）では駐車場の増設も検討されている様だが、仮に中央図書館西側、並びに北側現駐車場を立体活用した場合、出入口を増設しても接道する道路が狭くピーク時には大渋滞が予想されると思われるがその具体的解消策は出来ているのか？</p>	
2	<p><b>【施設計画の立地について】</b></p> <p>基本構想の立地に関して賛成しかねる。</p> <p>構想で示された場所に施設と立体駐車場を建設すれば景観に配慮すると言っても建設費の増加にも繋がりがかねない。「何もわざわざ狭い場所に…」というのが多くの市民の本音ではないか。</p> <p>勿論麓山地区が施設建設に最も相応しいエリアという点で異論はなく、「麓山通り周辺」とエリアを広げて考えれば、手つかずの広大な浄水場跡地も候補地に入る。当然駐車スペースも十分確保できる。そこに歴史情報・公文書館を配置することで浄水場跡地利用の方向性も打ち出せるのではないか。</p> <p>一方、構想で示されたエリア内には県合同庁舎（旧市庁舎）があり、移転後を視野に入れて県と協議してもいい時期ではないか。郡山には現存する歴史的建造物が少ないので、建物そのものの保存や外観だけを再現した改築といった手法も考えられる。そういう歴史的な場所にこそこの新施設が相応しいと言えるのではないか。</p> <p>そういったいくつかの選択肢の中で最適地を再検討して頂きたい。市民の立場からすれば建設を急ぐ必要はどこにもありません。</p>	<p>施設の立地については、有識者の意見等を踏まえ「麓山地区」に設定いたしました。今後も、地域の状況や住民のニーズも踏まえつつ、総合的に検討して参ります。</p>

<p>3</p>	<p><b>【専門職員の配置について】</b></p> <p>基本構想について、歴史資料館の拡充部分については賛同できるが、新たに機能を追加する公文書館については具体的な言及が乏しい点にやや懸念を感じた。</p> <p>例えば市役所等で保管している行政文書を歴史的公文書として公文書館に移管するときの手続き、選別は誰が担うのか。各部署による選別ではなく、各部署から供出されたものを公文書館に配置される専門のアーキビストが選別するのが望ましいと考えるが、公文書館の設置計画にさいして、そのための職員の配置なども含めて十分に検討してほしい。</p> <p><b>【収蔵スペースについて】</b></p> <p>収蔵スペースを約1,600平米と見積もるが、その根拠は何か。新たに移管される行政文書の量は現状でどれ位と見込むのか。</p> <p>さらに市史には個人宅所蔵史料も多く掲載されるが、市制・町村制が施行された明治22年以前の歴史的公文書は、町・村役人、戸長を経験した個人宅にそのまま遺されている例が多い。公文書館の機能として当然それらをフォローしていくことも求められるが、将来的にこれらの寄贈・寄託を受けるスペースは十分か。</p> <p>収蔵スペースは展示室と違って、建物が建ってからのリニューアルは容易ではないから、建築計画をたてる前に入念に検討してほしい。</p>	<p>歴史的公文書の選別、移管にあたってはアーキビスト等の専門職員が重要となることから、引き続き、配置、育成について検討して参ります。</p> <p>また、収蔵スペースについては、本市が所蔵している歴史資料を基準に算出いたしました。今後の「基本計画」や「基本・実施設計」のなかで、資料の特性や増加量を考慮し、再度詳細を検討して参ります。</p>
----------	--	--